

議案参考資料

[令和7年第1回定例会(3月)]

[担当課(室)係]

建築指導課 建築審査係

議案名

議案第10号 桐生市建築基準法関係手数料条例案

趣旨・目的

桐生市手数料条例に規定する手数料のうち、建築指導課が事務を所管する手数料部分を分割し、事務を規定する法律ごとに新規の手数料条例とするとともに、建築基準法の一部改正に伴う改正内容を規定に反映させるものです。

概要

1 建築指導課が事務を所管する新規の手数料条例(7本)について

桐生市手数料条例のうち、建築指導課が事務を所管する別表第3「建築等に関する手数料」別表第2「開発許可等に関する手数料」について、桐生市手数料条例から分割し、次のとおり新規の手数料条例とするため、本条例を制定するものです。

また、手数料を徴収する事務の内容を規定する各法律に改正があったものについては、法律改正に伴う内容の反映を行うものです。

	新規条例名	改正の内容	議案番号
建築等	(1) 桐生市建築基準法関係手数料条例	表の分割・法律改正内容の反映	議案第10号
	(2) 桐生市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料条例	表の分割・法律改正内容の反映	議案第11号
	(3) 桐生市長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例	表の分割のみ	議案第12号
	(4) 桐生市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例	表の分割のみ	議案第13号
開発許可等	(5) 桐生市開発行為許可等手数料条例	表の分割のみ	議案第14号
	(6) 桐生市租税特別措置法関係手数料条例	表の分割のみ	議案第15号
	(7) 桐生市宅地造成及び特定盛土等規制法関係手数料条例	表の分割・法律改正内容の反映	議案第16号

2 建築基準法の一部改正に伴う改正内容の反映について

- (1) 木造建築物の構造等審査対象の拡大により、確認申請・完了検査の手数料を増額
- (2) 住宅の省エネ基準の適合義務化により、「省エネ仕様基準」による審査の手数料を追加
- (3) 全ての建築物の省エネ基準への適合義務化により、これまでの完了検査に加え実施する「省エネ基準適合検査」の手数料を追加

(4) 令和 6 年 11 月 1 日施行の法改正(国等による計画通知の民間開放)により生じた項ずれの修正

(施行期日：令和 7 年 4 月 1 日)

背景・経過

- ・ 手数料を定める規定の分割について

桐生市で徴収する手数料については、一部を除き原則として「桐生市手数料条例」において一括で規定しておりますが、近年、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けた頻繁な法改正等により複雑な表現になっていることから、わかりやすい形式とするため、現行の手数料条例から分割し、新規に 7 本の手数料条例(建築等に関する手数料条例 4 本、開発許可等に関する手数料条例 3 本)を制定するものです。

- ・ 建築基準法の一部改正に伴う改正内容の反映について

環境配慮へのニーズの高まりを背景として建築基準法が改正され、令和 7 年 4 月 1 日から施行されるため、法改正の内容を本条例に反映させるものです。